

役場からの お知らせ

固定資産の家屋調査及び各種届出について

毎年1月1日現在、家屋を所有している方に固定資産税が課税されます。

○新築・増改築をされた方

本年、家屋を新築又は増改築された方につきましては、10月頃から税務課職員が訪問調査に伺いますのでご協力のほどよろしくお願ひします。

なお、調査日につきましては、事前に日程調整してから訪問いたします。

○家屋を取り壊しされた方

建物（家屋）の全部または一部を取り壊した場合は「建物滅失届」を提出して下さい。

提出がないと翌年度以降も建物（家屋）に対して固定資産税が課税される場合があります。

なお、滅失登記された場

合は役場へ届け出の必要はありません。

○家屋の名義変更をされた方

登記されていない建物（未登記家屋）を売買、相続、贈与等により名義変更された場合は、「家屋名義人変更届」を提出して下さい。

なお、所有権移転登記された場合は、役場へ届け出の必要はありません。

◇問い合わせ先

税務課賦課係
☎4714683

不法投棄は 犯罪です!!

犯罪です!!

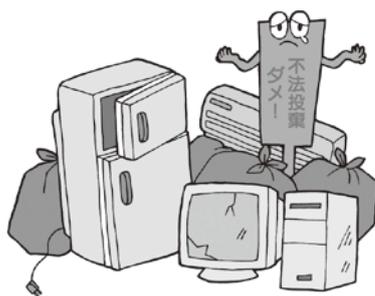
ゴミの不法投棄は犯罪です。町では職員や環境監視員による巡回・監視を行っています。過去には発見され警察に通報した事例もありますので、不法投棄は絶対にやめましょう。

不法投棄をすると、投棄した廃棄物（ごみ）の撤去を求められるとともに、5年以下の懲役または1千万円（法人には1億円まで加重）以下の罰金が科せられるなど、反社会的行為という位置づけが強化されて、

制裁措置が大幅に引き上げられています。

■お問い合わせ先

町民課町民生活係
☎4714681



犬を飼っている方へ 飼い主としてのマナー を守りましょう!!

犬を飼うときには守らなければならぬことがあります。飼い主の皆さんは次のことを守っていますか？

- ① 動物を飼うために適した場所がありますか？
- ② 毎日の世話（餌やり・散歩・ふん尿の後始末など）ができていますか？
- ③ 病気になるたときに治療を受けさせてあげることが出来ますか？
- ④ 必要に応じて去勢・避妊

手術をうけさせてあげることが出来ますか？

■お問い合わせ先

町民課町民生活係
☎4714681



社資のお礼について

今年度の日赤福島町分區における社資につきましては、左記のとおり資金協力をいただきました。

ご協力いただきました皆様にご心よりお礼申し上げます。

○個人による社資

件数 1,653件

金額 827,500円

○法人による社資

件数 30件

金額 176,000円

■お問い合わせ先

日本赤十字社福島町分區（事務局・町民課）
☎4714681

工事等入札結果の公表

町発注の工事等入札結果の状況をお知らせします。詳しい資料は、役場総務課窓口で閲覧いただけます。

☆入札結果（8月30日～8月30日）

単位：円

工事名等	落札業者名	予定価格	契約金額	履行期間
林道専用道福島線測量設計委託業務	北栄測量設計(株)	4,147,200	3,888,000	H29.10.31